

学校感染症の出席停止期間の基準について

学校保健安全法において、出席停止となる感染症は、第一種～第三種学校感染症に分類され、出席停止期間の基準が下記のとおり決められています。これらの感染症疾患にかかった時は、すぐに学校へ連絡して医師の指示する期間出席停止してください。また、医師の指示により登校を開始する際には、学校指定の用紙（学校感染症に係る登校に関する意見書）または診断書などに医師の証明をもらい、学校に提出してください。（医療機関によって違いますが、文書料が必要な場合もあります。）

☆令和4年から現在のところインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にり患した場合の意見書・診断書の提出は不要ですが「出席停止届」の提出が必要です。

※ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

種類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ポリオ ジフテリア SARS（重症急性呼吸器症候群） 鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、一日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症（O157等） 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	<u>その他の感染症</u> 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など	※平成27年度から取り扱いが変わりました。 重大な感染拡大の危険性がある場合に、その流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医等の意見を聞いて、教育委員会に報告の上、第三種の感染症として措置をとることができる。